



NO. 300

2018. 6. 15

社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会
大阪市天王寺区東高津町12-10
大阪市立社会福祉センターB1F
発行責任者 小泉 いと子
TEL 06(6765)5621 FAX 06(6765)5623
<http://city-osaka-ikuseikai.or.jp>
定価 10円

大阪市手をつなぐ育成会 法人理念

障がいのある人が 安心して 心豊かに すごせるように

**大阪教育大学附属特別支援学校のPTA研修会に
招かれました**

理事長 小泉 いと子

6月12日(火)に大阪教育大学附属特別支援学校のPTA研修会の講師として、西部地域障がい者就業・生活支援センターの藤原所長が招かれ、「子どもの将来に必要な各種制度と法律について」の講演をしてきました。

今回の講演会では、保護者の皆さんに次の4項目を中心に情報提供をしました。

- ①障害基礎年金の申請手続きについて
- ②障害福祉サービスの利用について
- ③障害者虐待防止法について
- ④障害者差別解消法について

まず、障害基礎年金については、一般的な制度概要と、近い将来に行なう必要がある申請の手続きを中心に説明をしました。特に、申請時に必要となる「病歴状況等申立書」と「(医師の)診断書」については、時間をかけて説明をしました。

次に、高等部卒業後に多くの方が利用する可能性のある障害福祉サービスについて、利用申請からサービス利用までの一連の流れを説明しました。その中でも、障害支援区分が決定するまでのプロセス、各種のサービス利用前に計画相談支援を利用する必要性、障害福祉サービスの各種事業の概要の話をしました。保護者の皆さんも障害支援区分の認定調査の時には立ち会うことになるので、調査時での質問に対する受け答えの仕方についてもお知らせしました。また、卒業後の進路先として就労継続支援B型を利用する際の注意点として、就労移行支援事業所のアセスメントが必要になることもお伝えしました。

最後に最近の障がい者福祉を取り巻く情勢として、障害者虐待防止法と障害者差別解消法について説明

をしました。法律に関する内容なので複雑な内容ですが、できる限り伝える内容を厳選し、日常生活に関わる大事な法律であることをお伝えしました。

今回の研修会では、初等部・中等部・高等部の保護者の方を対象に行ったため、お子さまの年齢によっては、すぐに影響が出ない内容も含まれていましたが、保護者のみなさんは将来の準備のため、メモを取るなど熱心に聞かれ、当初設定していた2時間では足りないくらいの講演会でした。



**コミュニティサロン『サロンつばさ』に
来てみませんか？**

**指定相談支援事業所 福島育成園
所長 神山 暁良**

今年4月から、大阪市福島区を中心に活動されている発達障がい・知的障がい児親の会のチャオネットさんと、福島区障がい者基幹相談支援センターの共催で、コミュニティサロン『サロンつばさ』を開催しています。

障がい児・者と地域に住んでいる方との交流や、居場所づくりを目的としたサロンです。コーヒーなどを飲みながら話をして、お互いを知るきっかけになればと考えています。また、困りごとを相談できる場にもしたいと考えています。

1回目は4月28日(土)に開催しました。当日はとても天気がよく、少し暑いくらいでしたが、福島育成園の利用者さんだけでなく、地域の方、福島区長や